

参加者の有無を確認する公募手続に係る公示書

令和6年 6月24日

福岡市水道局浄水部高宮浄水場

1. 公募の趣旨

本業務については、番托取水場に設置している旧館電気室の受電盤・高宮系1号管・曰佐江系及び乙金系外の高圧電気設備の保守点検を行う業務であり、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の公募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合、応募者があっても4. の公募要件を満たすと認められる者がいない場合、公募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続に移行する。

なお、4. の公募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札を実施する予定である。

2. 請負契約等の概要

(1) 請負契約等の件名

番托取水場旧高圧電気設備点検業務委託

(2) 請負契約等の内容

番托取水場に設置している旧館電気室の受電盤・高宮系1号管・曰佐江系及び乙金系外の高圧電気設備の保守点検

(3) 履行期間（予定）

令和6年9月1日から令和7年3月15日まで

（令和6年10月24日（木）点検実施予定）

3. 参加資格

参加意思確認書を提出する者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 当該公募の公示日における福岡市競争入札参加資格者名簿において、2. (2) の登録業種区分の名簿に登載されていること。ただし、当該公募の公示日における福岡市競争入札参加資格者名簿の申請区分業種にない業務等を発注する場合を除く。

(3) 「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間でないこと。ただし、当該公募手

続の結果行うこととなった指名競争入札等の手続期間において、「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間が終了していると判断されるものを除く。

4. 公募要件

別紙1のとおり

5. 手続等

(1) 公募説明書の配布期間、配布場所及び配布方法等

① 配布期間

令和6年 6月24日～令和6年 7月12日までの（閉庁日を除く。）

毎日、10時00分から16時00分まで

② 配布場所

水道局浄水部高宮浄水場（番托取水場）

所在地 福岡市南区塩原四丁目27番1号

電話 092-541-0891

担当 椎原（ならはら）

③ 配布方法

配布場所において配布します。

④ 配布書類

公募説明書、参加意思確認書

(2) 参加意思確認書の提出期間、提出場所及び提出方法

① 提出期間

令和6年 6月24日～令和6年 7月12日までの（閉庁日を除く。）

毎日、10時00分から16時00分まで

② 提出場所

(1) ②に同じ。

③ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に請負契約等の履行に必要な要件を満たすこと
を証する書類を作成・添付し、提出期限までに直接持参すること。

(3) その他

① 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書の
提出を無効とする。

② 参加意思確認書を提出した者に対して、審査結果を通知する。

③ ②の通知で、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた者は、通知を
した日の翌日から起算して7日以内に、書面により、事業所管局に対して、請負契

約等の履行に必要な要件を満たさないとされた理由について説明を求めることが
できる。

6. 問い合わせ先

水道局浄水部高宮浄水場（番托取水場）

所在地 福岡市南区塩原四丁目27番1号

電話 092-541-0891

担当 檜原（ならはら）

7. 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うことと
なった当該業務の指名競争入札を中止する場合がある。

8. その他詳細は公募説明書による。

公募要件

別紙1

項目	詳細な要件	要件を満たすことを証する書類
所在地	福岡市内に本店または支店を有すること。	履歴事項全部証明書の写し
全般		
税金	市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。	納税証明書の写し
実績	過去において、高压電気設備の保守点検業務を本市、国、地方公共団体から直接受注した実績があること。	委託等契約書の写し
技術力	常勤の自社社員を主とし、当該設備に精通した技術者を点検に従事する作業員として配置することが可能であること。	在籍証明書 業務履歴書
執行体制	委託範囲の設備に故障等不具合が発生した場合には、市から緊急要請を24時間体制で受付でき、直ちに復旧処置が行える技術員を現場に派遣できる(必要に応じて製作メーカー等の派遣を含む)体制をとることが可能であること。	緊急連絡体制表 組織体制表